

確定拠出年金の拠出限度額の見直しに関する省令案等の意見募集開始について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 6月3日、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令案」及び「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集※1※2が開始されました。
- 主な省令案の内容は、以下のとおりです。
 1. DCの拠出限度額の見直しに伴う他制度掛金相当額及び共済掛金相当額（以下、「仮想掛金額」）の算定方法について
 2. 企業型DCにおける運用方法の除外事由について、信託約款により終了・償還された場合は、加入者等の同意を不要とする
 3. 企業型DCの事業主報告書について、手続き簡素化のため、記載事項を限定し、企業型記録関連運営管理機関を通じて提出することとする

※1 [「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令案」に関する意見募集について](#)

※2 [「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について](#)

意見募集締切日・公布日・施行期日

- 意見募集締切日：2021年7月2日
- 公布日：2021年7月（上記項目1は7月上旬）（予定）
- 施行期日：上記項目1. 2024年12月1日
 上記項目2. 公布日
 上記項目3. 2022年3月1日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. DB仮想掛金額の算定方法

- ✓ DBの加入者に係る仮想掛金額(以下、「DB仮想掛金額」)は、次の財政方式ごとの算定式により、財政運営単位で算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、直近の標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づき算定する
- ✓ 下記のいずれにも該当しない財政方式に係る他制度掛金相当額は、下記算定式に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定する

【加入年齢方式】

$$\text{DB仮想掛金額(円)} = \frac{\text{標準的な加入者の給付現価}}{\text{標準的な加入者の人数現価}}$$

【開放基金方式】

$$\text{DB仮想掛金額(円)} = \frac{\text{現在加入者の将来期間分給付現価} + \text{将来加入者の給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$$

【閉鎖型総合保険料方式】

$$\text{DB仮想掛金額(円)} = \frac{\text{現在加入者の将来期間分給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$$

<その他の算定方法>

- ✓ リスク分担型企業年金のDB仮想掛金額は、リスク分担型企業年金掛金額のうち標準掛金額に相当する額を見直さない限り、一定とする
- ✓ 簡易な基準に基づくDB又は上記算定式での算定が困難と認められるDBの加入者に係るDB仮想掛金額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を加入者数で除した額を月額に換算した額とする
- ✓ 厚生年金基金の加入員に係る仮想掛金額は、代行部分がないものとして、上記の財政方式ごとの算定式により算定する
- ✓ 私立学校教職員共済制度及び石炭鉱業年金基金の加入者、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の組合員に係る仮想掛金額は、DB仮想掛金額の算定方法に準じた方法により算定される額として厚生労働大臣が定める

経過措置

- ✓ 2024年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定するDBの加入者(又は厚生年金基金の加入員)に係る仮想掛金額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額(免除保険料額を除く)を加入者数(又は加入員数)で除した額を月額に換算した額とすることができる

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

2. 企業型DCにおける運用方法の除外事由の追加

- ✓ 企業型DCの運用関連運営管理機関等が提示する運用方法の除外を行うに当たっては、運用方法の契約相手が破産手続を開始した等の事由による場合は加入者等の同意は不要とされている(DC法第26条第1項ただし書、DC法施行規則第20条の2)
- ✓ そのため、**運用方法のうち信託^{※1}であって信託約款の規定により当該信託が終了し償還されたため運用方法から除外する場合についても、加入者等の同意を不要とする**

※1 投資信託と類似した性質の信託会社が販売する年金投資基金信託を想定。すでに除外に当たって同意取得が不要とされている投資信託と同様に、「信託法」の規定に基づいて所要の手続を経て償還されることから、運営管理機関自身の判断によることなく、当該運用商品の提供を停止せざるを得ないため、加入者等の同意なしに運用方法から除外することを可能とするものです^{※2}

※2 厚生労働省「第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」資料1, p43参照

【ご参考】加入者等の同意取得が不要な場合

- ①運用の方法に係る契約の相手方が欠けた場合
- ②投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取消しを受けた場合
- ③運用の方法に係る契約の相手方について、破産手続開始の決定があった場合
- ④投資信託の受益証券について、投資信託約款規定により信託契約期間を変更して償還された場合

3. 企業型DCの事業主報告書の簡素化

- ✓ 企業型DCの事業主が提出する**事業主報告書について、手続簡素化の観点から、記載事項を以下の事項に限定する**

＜事業主報告書の記載事項＞

- (1) 企業型年金規約に係る承認番号
 - (2) 厚生年金適用事業所の名称
 - (3) 事業年度
 - (4) 企業型年金加入者等の状況
 - (5) 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況
 - (6) 返還資産額の状況
 - (7) 個人別管理資産の状況
 - (8) 指定運用方法の状況
 - (9) 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況
- ✓ 提出に当たっては、**企業型記録関連運営管理機関を通じて行うこととする**
 - ✓ 事業主報告書の記載事項の変更に伴って所要の経過措置を設ける

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。